

9月は「消費者啓発強化月間」

市は、毎年9月を「消費者啓発強化月間」と定めて、悪質商法や振り込め詐欺などに対する注意喚起と、市民の皆さんが消費者トラブルに遭わないように啓発活動を展開します。

もし、「被害に遭った」「おかしいな…」と心配な時や、困った時は一人で悩まず、すぐにお電話ください。



《イラスト協力》
大垣女子短期大学

【相談窓口】

▶大垣市消費生活相談室（☎75-3371、e-mail: ogaki188@shohiseikatsu21202.jp）

＊とき／平日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

▶消費者ホットライン（☎188「いやや！」）

＊相談方法／消費者ホットライン「188」に電話していただくと、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します

【出前講座】

▶悪質商法対策の出前講座（要予約）

自治会や各種団体の会議などに職員が出向いて、悪質商法に関する講話などを行う出前講座を随時受け付けています

＊申込／市民活動推進課（☎47-7651）へ

9月1～10日は「屋外広告物適正化旬間」

国土交通省は、屋外広告についてのルールを守ってもらうために9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定めており、全国ではさまざまな啓発活動が行われます。

期間中、市においてもリーフレットの配布や違反広告パトロールなどの啓発活動を実施します。

▶屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物は、生活に必要な情報を提供し、まちに活気をもたらしてくれます。しかし、屋外広告物が無秩序に設置され、適切に管理されないと、良好な景観を損なうだけでなく、落下や倒壊などの事故につながるおそれがあります。

こうした事態を防ぐため、屋外広告物の表示などについては「岐阜県屋外広告物条例」などに基きルールが定められています。

詳しくは、都市計画課（☎47-8694）へ。



市HP

9月10～16日は「自殺予防週間」

悩みや不安を抱えていませんか。一人で悩まず相談機関にご相談ください。また、悩んでいる人は、さまざまなサインを発していることが多いものです。身近な人が早期に自殺やうつ病のサインに気付いて、まずはひと声かけることが大切です。

▶自殺のサインを見逃さないで

- ・口数が減って、元気がない
- ・食べる量が極端に少なくなる、大量のお酒を飲むようになる
- ・身なりや健康に気を遣わなくなる

▶サインに気付いたら

- ・声をかけて悩み事を話してもらう
- ・しっかり話を聞き、落ち着いて受け止める
- ・医療機関やカウンセラーなどの専門家につなぐ



気軽にご相談ください

【電話相談窓口】

▶いのちの電話・フリーダイヤル（☎0120-783-556）

＊とき／毎日午後4時～9時、毎月10日は午前8時～翌日午前8時

▶いのちSOSフリーダイヤル（☎0120-061-338）

＊とき／24時間対応

▶西濃保健所「こころの相談」

＊とき／毎月2回 午前10時～11時30分（要予約）

＊申込／同施設（☎73-1111 内線 474）へ

▶大垣市保健センター「こころの相談」

＊とき／毎月第2火曜日 午前9時～11時（要予約）

＊申込／同センター（☎75-2322）へ

【SNS相談窓口】

▶生きづらびっと（LINE ID: @yorisoi-chat）

＊とき／毎日午前8時～午後10時30分

そのほかの相談窓口は市HPをご覧ください



令和7年度採用
市職員(技能労務職)募集

令和7年4月採用の職員（技能労務職）を募集します。

- ▶試験区分・職種など／下表のとおり
- ▶受験資格／昭和55年4月2日以降に生まれた人で、普通自動車運転免許（職種①は車両総重量10トン以上を運転できる中型または大型自動車運転免許）を有する人または令和7年3月31日までに取得見込みの人
- ▶申込方法／市HP「電子申請サービス」から申込または郵送
※申込書は9月2日から市HPでダウンロード可(人事課でも配布)
- ▶受付期間／9月2日(月)～18日(水) ※必着
- ▶1次試験(集団面接)／職種①～④：9月27日(金)に市役所で実施、職種⑤：9月24日(火)に市民病院で実施
- ▶2次試験(作文、個別面接)／10月下旬に実施
詳しくは、市HPに掲載の試験案内をご覧ください。か、人事課（☎47-8196）へ。



市HP

区分	職 種	募集人数	職務内容
技能 労務 職	①自動車運転手	若干人	クリーンセンターにおけるごみ処理、 収集業務
	②清掃・工務	若干人	
	③水源地工務員	若干人	水源地における運転管理、維持管理、 水質検査業務
	④調理員	6人	保育園等又は学校給食センターにおける 給食調理業務
	⑤看護補助員	5人	市民病院における患者の食事・排泄・ 移動介助など、看護師の補助業務

地域クラブ活動の指導者
登録者を募集します

中学校の部活動を新たな実施主体（地域クラブ）に移行することに伴い、指導者としてご登録いただける人を募集します。

スポーツ・文化活動の指導経験のある人は、ぜひご登録ください。

- ▶登録要件／18歳以上で、日本スポーツ協会や競技団体の資格を有している人または、地域クラブ活動指導者育成研修を受講済の人
※すでに、学校部活動や少年団などで指導している人は除く
- ▶対象競技・種目／【体育系】軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、ハンドボール、卓球、剣道、陸上競技、なぎなた、柔道、体操競技、ソフトボール
【文化系】吹奏楽、合唱
- ▶指導内容／技術指導や練習方法の助言・アドバイス
- ▶指導時間／原則、土曜日、日曜日のいずれかの3時間を上限
- ▶申込方法／9月1日から、市HP「電子申請サービス」から申込。
詳しくは、市HPをご覧ください。か、
体育系競技については社会教育スポーツ課（☎47-8038）、文化系種目については学校教育課（☎47-8034）へ。



申込ページ



市HP

審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会		担当：農業委員会事務局（☎47－8614）
9 / 5 (木)	14:00～	市役所 8 階 大会議室
・農地の権利移動や転用について ほか		
産業振興指針策定委員会		担当：産業振興室（☎47－8609）
9 / 18 (水)	10:00～11:30	市役所 6 階 会議室 6－3、6－4
・産業振興指針の改定について ほか		
大垣祭の軸等修理委員会		担当：文化振興課（☎47－7202）
9 / 18 (水)	14:00～16:00	市役所 6 階 教育委員会室
・令和 5・6 年度の修理実績について ほか		